

衛生委員会 議事録

日時	2019年12月19日		18:30	～	19:00			
場所	とうざい株式会社 1階事務所							
参加者	○	曲道英治	○	境力	○	小笠原さやか	○	高木伸也
	○	境恭平	○	木村勇	○	神山敏則	○	杉村達見
	○	鳶林直子	○	宮崎敦子	○	土橋優華	○	上村純子
	○	八重沢秀美	○		○		○	

※氏名の前の「○」は参加、「空欄」は不参加

議題	審議内容
1. 各事業所からの報告	<p>帝商…作業途中で道具が破損したりする場面も見た。 作業前の点検等を重要視しましょう！ アトミックス…人手不足になるほどインフルエンザでの欠勤がみられています</p> <p>各事業所でインフルエンザにかかる人が増えています！産業医の高木先生から、インフルエンザについて一言頂いておりますのでお伝えします。 【インフルエンザの検査は症状発現から少なくとも12時間以上たないと陽性になりませんので注意が必要です。ただしごく近くにインフルエンザの人がいた場合は検査で(-)でもインフルエンザの薬を出すこともあります。高熱や寒気などの症状がある場合には速やかに休むということが大切です。】</p> <p>引き続き各自予防に努め、疑わしい場合には無理はせずに休みましょう！</p>
2. 12月のテーマ	<p>ストレスチェックについて</p> <p>ストレスチェックは労働者が50人以上いる事業所では2015年12月から毎年1回実施することが義務となっています。</p> <p>ストレスの状態を知る事で、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けたり会社側に仕事の軽減等の措置を実施してもらったりしてメンタルヘルス不調を未然に防止するために実施します。</p> <p>とうざいは ストレスチェック実施事務従事者：曲道英治 ストレスチェック実施者：八戸西健診プラザ 面接指導者：産業医 高木クリニック 院長 高木伸也先生 で実施をしています。</p> <p>また、ストレスチェックの結果は5年間保存しなければなりません。 保管場所は総務労務課内となり、他の社員には提供しません。 そして、面接指導の申込を行った社員やストレスチェックを受けない社員に対して不利益となる取り扱いを行うことや、面接指導の結果を理由に解雇をしたり退職を勧奨するようなこともしてはいけないという決まりがあります。</p> <p>高ストレスと判断された場合には医師に依頼をして面接指導を申し込むことができます。希望する場合は、曲道または各事業所担当者まで申し込みして下さい。</p> <p>ストレスチェックを受けることは強制ではありませんが、ぜひ協力をお願い致します。 また、ストレスは人生のスパイスとも言われています。自分に合った方法で発散しながら上手にコントロールしていきましょう！</p>
3. 最後に	<p>次回は2020年1月23日(木)、18時半～19時の予定です。 テーマは「冬道の運転・ながら運転について」です。よろしくお願ひします。</p>

添付資料：ストレスチェックについて

承認	審査	担当
曲道	小笠原	恭平

2019年12月20日 作成

とうざい株式会社